

NEW

2022年4月1日より

改正個人情報保護法が施行されます

改正法の施行後に、**一定の基準を満たす個人情報の漏えい**が発生した場合

1 個人情報保護委員会への報告

2 漏えい対象となった被害者本人への通知

が義務化されます!



一定の基準を満たす個人情報の漏えいとは？

いずれかに該当する場合をいいます。

要配慮個人情報の漏えい、滅失または毀損

財産的被害が発生するおそれがある場合

不正の目的をもって行われたもの

漏えい被害者が1,000人を超える場合

サイバー攻撃を受け、情報漏えいが発生した場合には、個人情報保護委員会への報告と被害者本人への通知が必要となります。



どういった対応が必要になるの？

1 個人情報保護委員会への報告の義務化

想定される対応

- インシデント対応、再発防止策策定のための専門事業者との連携
- 原因調査・被害範囲の特定のためのフォレンジック調査
- 報告対象有無の確認や報告フォーム作成のための弁護士相談



専門事業者からの迅速なサポートやアドバイスが欠かせません！

2 漏えい対象となった被害者本人への通知の義務化

想定される対応

- 被害者からの問い合わせ対応（コールセンター委託費用、超過人件費等）
- 漏えい被害者の名前、連絡先の特定
- 通知文書作成における弁護士への相談など。



コールセンター委託費用や、超過人件費、メディア対応、被害者への見舞対応など**多額の費用**が発生します。

1 緊急時ホットラインサービスで、緊急時の対応を支援！！

サイバーリスク保険の加入者は、サイバーリスクに関するトラブルのご相談をコールセンターで受け付ける「緊急時ホットラインサービス」を利用することができます。

こういった場面でご利用ください！

- 個人情報漏えいが疑われる事態が発生したが、まず何をすればいいかわからず初動のアドバイスが欲しい。
- 再発防止策を策定するために、専門的な視点でのアドバイスが欲しい。

1 サイバークイックアシスタンス



ウイルス感染やネット接続不具合などのトラブルに対して、初期アドバイスやリモートサポート等を行います。

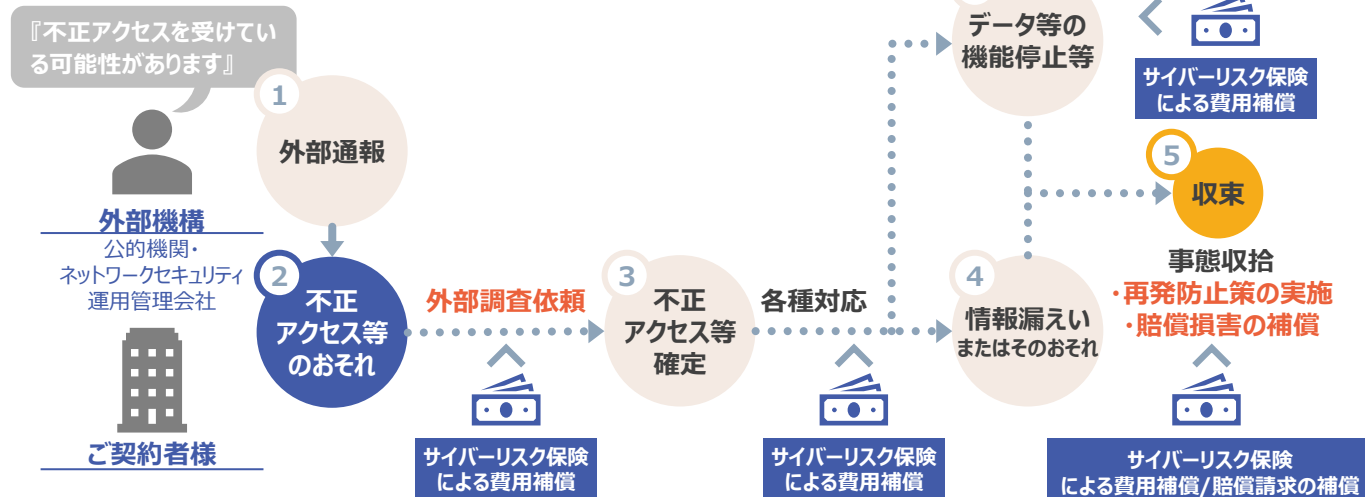
2 サイバーエキスパートアシスタンス



不正アクセスや情報漏えい等の高度な専門性を要する重大トラブルに対して、より専門的な視点でのアドバイスや専門事業者の紹介を行います。

2 情報漏えい等の事故対応に要した費用や賠償損害を補償します

【事故発生時の対応フロー】



こんな損害を補償します！

- サイバー攻撃の有無を確認するために外部調査を依頼する費用
- サイバー攻撃の原因や被害範囲を特定する費用
- 情報漏えい被害者に対する通知費用や見舞費用
- 被害者に対する法律上の賠償損害や争訟費用 等

- サイバートラブル発生時の初動を誤ると、信用失墜など二次的な被害を招くことがあります。
- 緊急時に専門事業者との連携体制を構築し、金銭・信用被害を最小限にとどめます！
- 情報漏えいによる賠償リスクにも保険での備えがあれば安心です！

——— サイバーリスク保険への加入をご検討ください！ ———

このチラシはサイバーリスク保険の概要についてご紹介したものです。保険の内容はサイバーリスク保険の企画書等をご覧ください。詳細は保険約款およびセットされる特約条項によりませんが、ご不明の点がありましたら代理店または保険会社までお問合せください。ご契約に際しては必ず保険約款および重要事項説明書をご確認ください。